

体 育 (小学校)

1 改訂の基本的な考え方

- ・ 心と体を一体としてとらえ、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成することを重視する観点から、運動や健康に関する課題を発見し、その解決を図る主体的・協働的な学習活動を通して、『知識・技能』、『思考力・判断力・表現力等』、『学びに向かう力・人間性等』を育成することを目標とする。
- ・ 体育科・保健体育科における学習過程では、これまでも心と体を一体としてとらえ、自己の運動や健康についての課題の解決に向け、積極的・自主的・主体的に学習することや、仲間と対話し協力して課題を解決する学習等を重視してきた。これらを引き続き重視するとともに、体育科・保健体育科で育成を目指す『知識・技能』、『思考力・判断力・表現力等』、『学びに向かう力・人間性等』の資質・能力の三つの柱を確実に身に付けるため、その関係性を重視した学習過程を工夫する。
- ・ 体育科・保健体育科の指導内容については、『知識・技能』、『思考力・判断力・表現力等』、『学びに向かう力・人間性等』の育成を目指す資質・能力の三つの柱に沿って示すとともに、体育については、児童生徒の発達の段階を踏まえ、学習したことを実生活や実社会に生かし、豊かなスポーツライフを継続できるよう、小学校、中学校、高等学校を通じて系統性のある指導ができるように示す必要がある。保健においては、健康な生活と疾病の予防、心身の発育・発達と心の健康、健康と環境、傷害の防止、社会生活と健康等の保健の基礎的な内容について、小学校、中学校、高等学校を通じて系統性のある指導ができるようにする。

2 改善・充実の具体的事項

- (1) 運動領域においては、運動の楽しさや喜びを味わうための基礎的・基本的な『知識・技能』、『思考力・判断力・表現力等』、『学びに向かう力・人間性等』の育成を重視する観点から内容等の改善を図る。
 - ・ 全ての児童が、楽しく、安心して運動に取り組むことができるようにし、その結果として体力の向上につながる指導等の在り方について改善を図る。その際、運動が苦手な児童や運動に意欲的でない児童への指導等の在り方について配慮する。
 - ・ オリンピック・パラリンピックに関する指導の充実については、児童の発達の段階に応じて、ルールやマナーを遵守することの大切さをはじめ、スポーツの意義や価値等に触れることができるよう指導等の在り方について改善を図る。
- (2) 保健領域においては、身近な生活における健康・安全についての基礎的・基本的な『知識・技能』、『思考力・判断力・表現力等』、『学びに向かう力・人間性等』の育成を重視する観点から内容等の改善を図る。
 - ・ 自己の健康の保持増進や回復等に関する内容を明確化するとともに、『技能』に関連して、心の健康、けがの防止の内容の改善を図る。また、運動領域との一層の関連を図った内容等について改善を図る。
- (3) 体力の向上については、心身ともに成長の著しい時期であることを踏まえ、「体づくり運動」の学習を通して、体を動かす楽しさや心地よさを味わえるようにするとともに、健康や体力の状況に応じて体力を高める必要性を認識させ、「体づくり運動」以外の運動に関する領域においても、学習した結果としてより一層の体力の向上を図ることができるようにする。

3 移行措置について

- ・ 平成30年度から新学習指導要領によることができることとする。
- ・ 新学習指導要領を先行実施する場合、評価の観点については、現行のものをを用いる。